

河川敷の迷惑利用について

○一般的な利用の様子



○鴨川条例で規制していない迷惑な利用

- | | |
|------------------------------|----------------------|
| ①鳥への餌やり | ②短距離走、綱引きなどの大規模な競技利用 |
| ③ゴルフ等の練習 | ④大音量の楽器演奏 |
| ⑤自転車の高速・並列走行等 | ⑥花見等による場所取り |
| ⑦マナーの悪いペット同伴利用（犬のリードなしでの散歩等） | など |



①鳥の餌やり



②綱引き



③ゴルフの練習



④楽器演奏



⑤自転車の並列走行



⑥花見の場所取り



⑦犬のリードなしでの散歩

○よせられた苦情・要望等

- ・鴨川荒神橋の飲み水用水道栓で犬を洗うマナーの悪いひとがいる。
 - ・グランドゴルフのゲームをするため堤防に穴を掘ってそのままにして帰っている。
 - ・鴨川の河川敷を歩いていたら、自転車に当てられた。利用者のモラルの問題とは思うが、団栗橋下流の高水敷の狭いところで当たられたら、川へ転落してしまう。鴨川には信号や交差点が無く自転車がスピードを出し歩行者に危険であるので、走行禁止にする等何とかして欲しい。
 - ・最近太鼓の音がひどく、マンションの窓（ドア）を閉めていても響いてくる。朝から夕方まで断続的にやっているようだ。この他にも、笛やトランペットを夜中にやっていてびっくりしたことがある。
- 条例禁止行為ほどの件数は無いが、迷惑行為に対する多種多様な苦情、要望がある。

○現状の対応と課題

- ・明確に規制する法令等はなく、明らかに他の利用者に被害が及びそうな行為を発見した場合や、苦情等の通報があった場合に、自粛を促す等の指導を行い可能な範囲での対応をしている。
- ・どこまでが迷惑行為かは個々の考え方による部分が多いが、不快に思われている人がいるのは事実であり、単にモラルの問題として放置するには悪質なものもある。